

平成27年11月8日(日)

藤沢型地域包括ケアシステム及び介護予防・日常生活支援総合事業に関する説明会

【第2部】 【検討状況】

藤沢市

介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業) について

1. 総合事業の概要
2. 藤沢市の考え方

1. 総合事業の概要

介護保険制度改正により、介護予防給付として全国一律の基準により提供されている介護予防訪問介護及び介護予防通所介護について、市町村が取り組む地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行します。※藤沢市は平成28年10月から実施。

既存の介護事業所によるサービスに加えて、NPO、ボランティアなどの多様な主体によるサービスや介護予防を充実させ、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を推進します。



① 総合事業の構成

<現在>

介護保険制度

<見直し後>

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

介護予防事業

又は介護予防・日常生活支援総合事業

- 二次予防事業
- 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
 - ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

地域支援事業

現行と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

H28.10

充実

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業 (要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス(配食等)
 - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営 (左記に加え、地域ケア会議の充実)
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 認知症施策推進事業 (認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- 生活支援体制整備事業 (コーディネーターの配置、協議体の設置等)

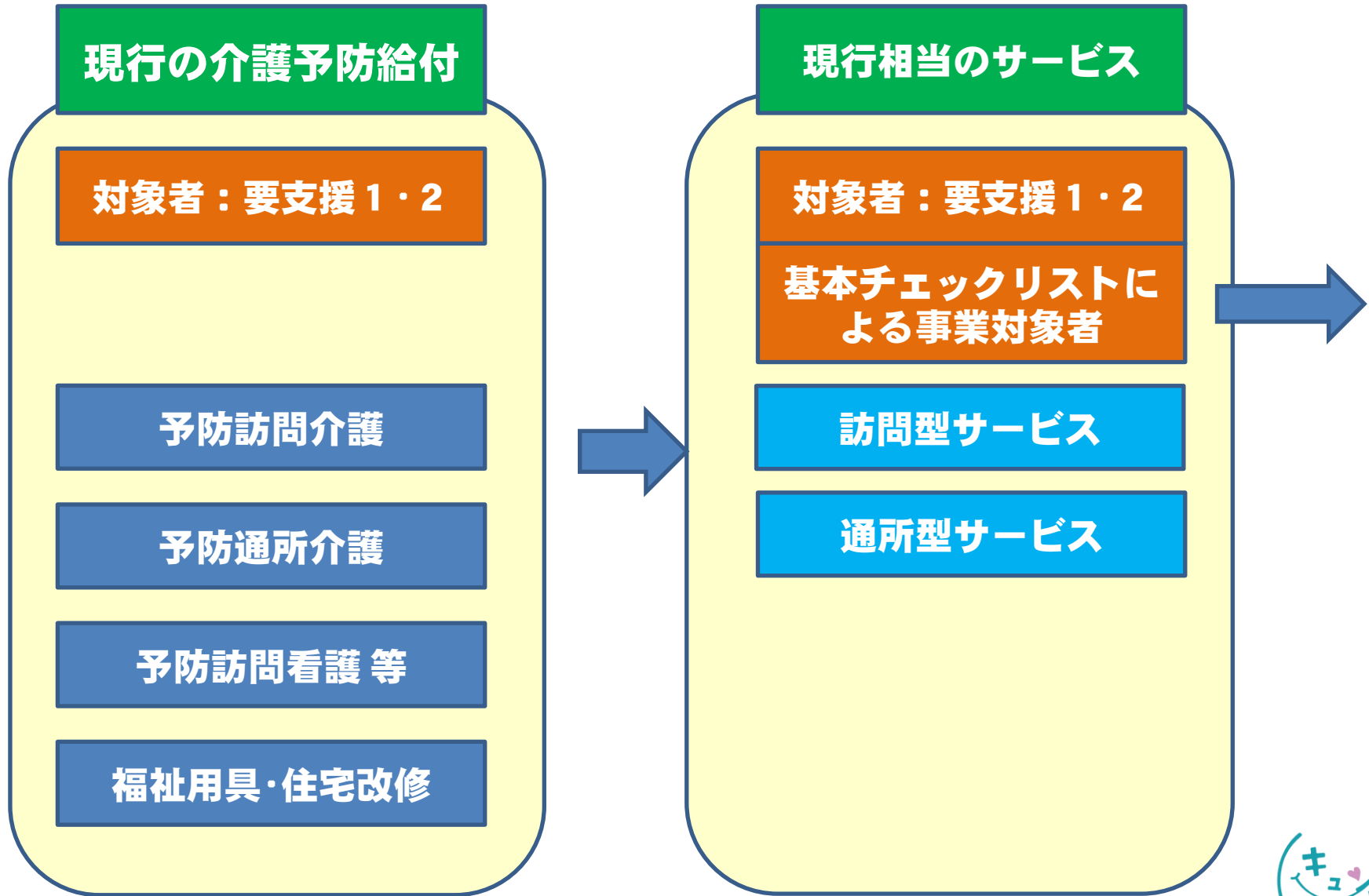
任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」より

地域支援事業

藤沢市の新総合事業 平成28年10月スタート



事業対象者とは

・基本チェックリスト該当者

厚生労働省が作成した25項目の質問に「はい」「いいえ」で答え、その結果で事業対象の基準に該当するか判断する。

※基本チェックリストは、平成28年9月から実施する予定です。

※65歳未満の第2号被保険者の方は、基本チェックリストではなく、要介護認定申請を行う必要があります。

総合事業の利用者とは

要支援 1・2

+

事業対象者

今後のスケジュールについて

平成27年度

11/8 藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の概要(案)説明会

11/20 訪問介護事業所の参入意向調査アンケートの回収

12月下旬 アンケート結果を訪問介護事業所にお知らせ

12月下旬以降 本日の質問票に関するQ & Aを藤沢市HPに掲載

3月下旬 訪問型・通所型サービス事業所向け説明会

(事業者指定関係・請求方法・報酬・サービスコード等)

平成28年度

5月下旬 藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の概要説明会

(介護予防ケアマネジメント・訪問型サービス・通所型サービス等の詳細)

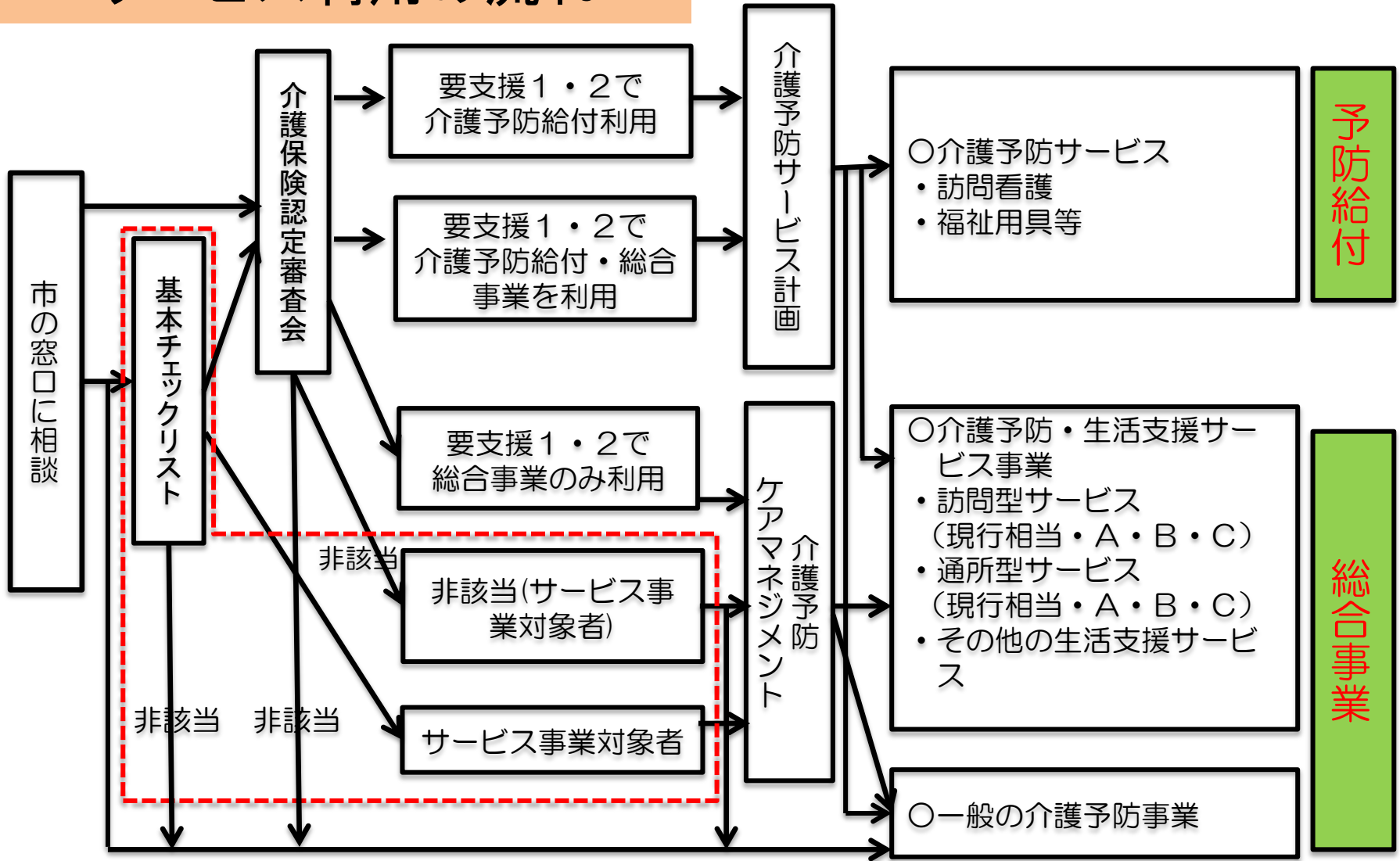
5月下旬 地域の担い手養成研修会の案内スタート

6月頃 介護予防ケアマネジメントに関する説明会

10月から 介護予防・日常生活支援総合事業開始



サービス利用の流れ



●介護予防ケアマネジメントの類型

介護予防ケアマネジメントのプロセスについては、利用者の状態等や基本チェックリストの結果、本人の希望するサービス等を踏まえて、従来からの原則的なケアマネジメントのプロセスに沿った上で以下のような類型を想定しています。

- **ケアマネジメントA(原則的な介護予防ケアマネジメント) ※平成28年10月実施**

(現行相当サービス及び訪問型サービスC(短期集中予防サービス)を利用する場合等に実施します。)

現行の介護予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様、アセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定します。 ※モニタリングについては、少なくとも3ヶ月ごとに行う

- **ケアマネジメントB(簡略化した介護予防ケアマネジメント)**

平成28年10月以降、多様な実施主体によるサービス(指定事業所以外)を整備した場合に実施します。

- **ケアマネジメントC(初回のみ介護予防ケアマネジメント)**

当該ケアマネジメントの実施については、検討中です

●介護予防ケアマネジメントの実施主体

○利用者本人が居住する地域包括支援センターにおいて実施します。

○要支援認定者及び事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントは、従来の介護予防支援と同様に、業務の一部を指定居宅介護支援事業所へ委託することができるよう、現在検討をしています。

※事業対象者に対する初回の介護予防ケアマネジメントについては、地域包括支援センターで実施し、1クール(概ね3ヶ月)終了後のケアプランの継続、変更の時点以後は、業務の一部を居宅介護支援事業所へ委託することができるよう、現在検討しています。

○基本チェックリストで事業対象者は拡大するのか？

厚生労働省老健局振興課より

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A 【9月30日版】(平成26年)より一部抜粋

○第1 総合事業の実施に関する総則的な事項

問4 基本チェックリスト該当者は、要支援1・2の認定者よりも心身の状態が軽度の者が含まれると考えられ、**基本チェックリスト該当者に既存の訪問介護・通所介護相当のサービスの利用を認めると、結果的に利用者拡大、費用拡大につながる恐れがある。**…。

答 基本チェックリストにより事業対象者に該当した者を対象とする理由は、訪問型サービス等について**簡便に迅速なサービス利用を可能にするためであり、要支援より軽度の者まで対象にすることは想定していないこと等から、利用者の拡大や費用の拡大につながるとは考えていない。**

また、今回の見直しでは、**予防給付と同様に、地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメント**を通じ、利用者の意向や状態等に応じた支援につなげていくこととしている。…。

○第4 サービスの利用の流れ

問1 サービス事業は、要支援及び基本チェックリスト該当者の両方が対象となっている。**基本チェックリストに該当すればサービスを利用できるため、結果的に利用者が増大してしまうのではないか。**

答 総合事業のうち生活支援・介護予防サービス事業については、**現行の要支援者相当を対象者として想定しており**、具体的には、何らかの支援を必要として窓口に来た者のうち、生活上の困りごとに対して、基本チェックリストの記入によって事業対象者に該当した者を対象とすることとしている。…「**要支援認定ではなく、簡易にサービスにつなぐために実施するもの**」であることに留意。

「要介護認定等申請を行い、非該当となった場合は、基本チェックリストを実施し、サービス事業の対象(事業対象者)とすることができる。」このこと等から、本市では、利用者が拡大する可能性があると推測しています。

総合事業の構成

＝平成28年10月から本市で実施するサービス等です。

介護予防・生活支援サービス事業

(従来の要支援者)

- ・要支援認定を受けた者(要支援者)
- ・基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

介護予防・日常生活支援総合事業
(新しい総合事業)

訪問型サービス (第1号訪問事業)

・現行の訪問介護相当

・多様なサービス

①訪問介護

②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)

③訪問型サービスB(住民主体による支援)

④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)

⑤訪問型サービスD(移動支援)

通所型サービス (第1号通所事業)

・現行の通所介護相当

・多様なサービス

①通所介護

②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)

③通所型サービスB(住民主体による支援)

④通所型サービスC(短期集中予防サービス)

その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業)

①栄養改善の目的とした配食

②住民ボランティア等が行う見守り

③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)

※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

一般介護予防事業

- ・第1号被保険者の全ての者
- ・その支援のための活動に関わる者

①介護予防把握事業

②介護予防普及啓発事業

③地域介護予防活動支援事業

④一般介護予防事業評価事業

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」より

類型別の実施事業について

訪問型サービス事業

※平成28年10月時点

ガイドラインで示された類型	実施
現行の訪問介護相当	○
訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	○
訪問型サービスB (住民主体による支援)	検討中
訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	○
訪問型サービスD (移動支援)	検討中



訪問介護Ⅱ（現行の予防訪問介護相当(生活援助のみ)）

現行の介護予防訪問介護で身体介護を必要としない、生活援助のみのサービス利用をしている方の請求コードを設ける。

訪問介護Ⅱの報酬単価

「現行の介護予防訪問介護費×**90%**」

= 11,392 / 月

※1単位 = 10.84円

類型別の実施事業について

通所型サービス事業 ※平成28年10月時点

ガイドラインで示された類型	実施
現行の通所介護相当	○
通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	検討中
通所型サービスB (住民主体による支援)	検討中
通所型サービスC (短期集中予防サービス)	検討中

●総合事業のみなし指定

(改正法の規定)

- 総合事業の移行に当たって、総合事業に係る規定の施行日前日である平成27年3月31日において、介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービスの事業者について、当該施行日において、総合事業による指定事業者の指定をみなす。(改正法附則第13条)

○のみなし指定の有効期間

平成27年4月1日～平成30年3月31日

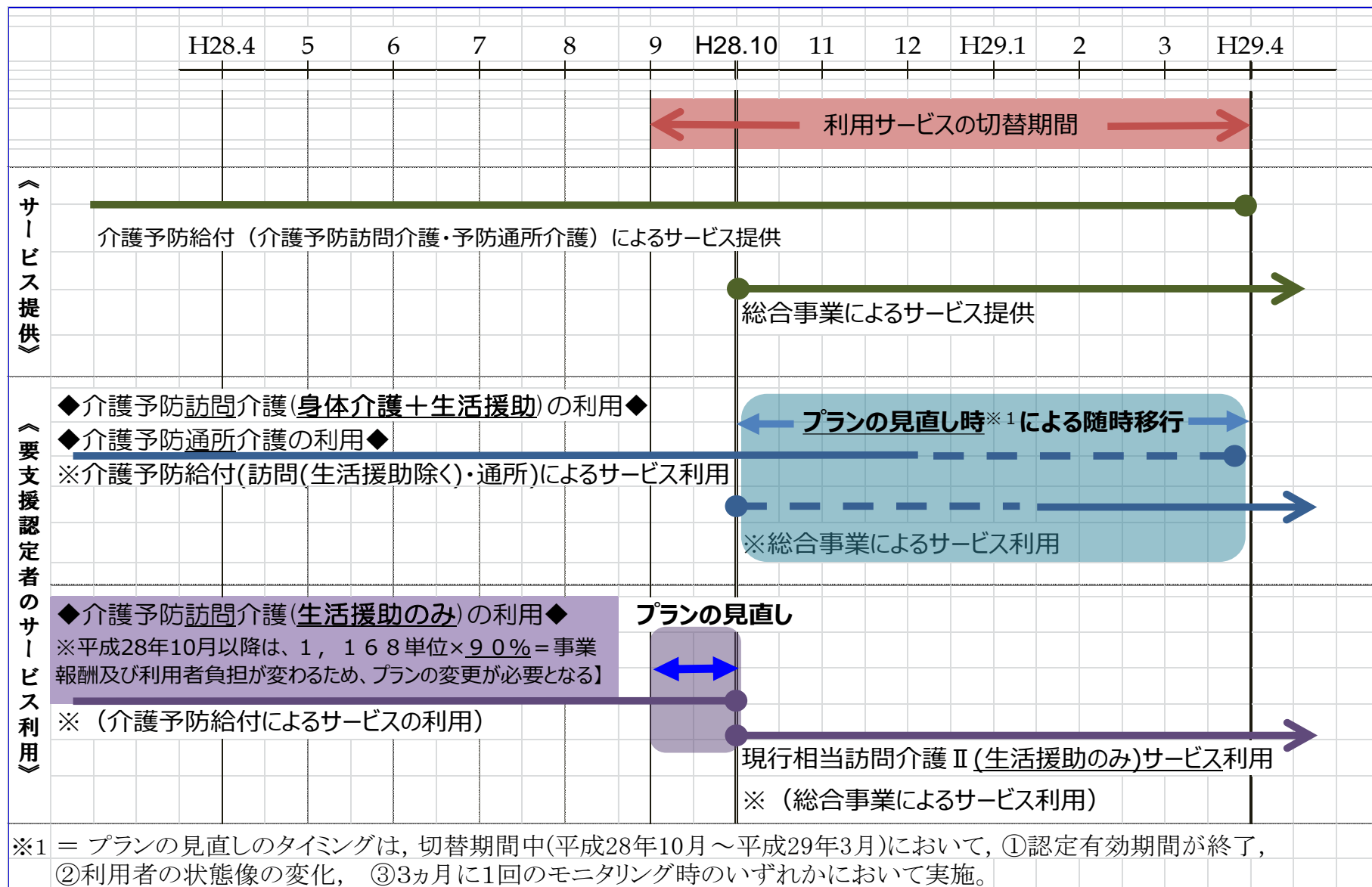
●平成28年10月以前から介護予防訪問・通所介護継続利用の方(要支援認定者)の総合事業への移行について

- ・介護予防訪問介護における身体介護又は、予防通所介護の利用者は、平成28年10月～平成29年3月までの6ヶ月間で、認定更新時やモニタリング時等でケアプランの切り替え(総合事業へ移行)となります。
- ・介護予防訪問介護における生活援助のみの利用者は、平成28年10月から利用料が変わるため平成28年9月以降、早い時期での総合事業へ移行・ケアプランの切り替えが必要となります。

※総合事業への完全移行＝全面実施は平成29年4月



介護予防・日常生活支援事業への移行スケジュールについて



● 利用限度額

○要支援認定者が総合事業を利用する場合には、現在適用されている予防給付の利用限度額の範囲内で、予防給付と総合事業を一体的に利用することができます。

○基本チェックリストに該当した方(事業対象者)の利用限度額については、予防給付の要支援1の利用限度額と同じとして検討しています。

- 要支援1・事業対象者 = 5,003単位
- 要支援2 = 10,473単位

※なお、利用限度額の制限を受けるのは、指定事業者のサービスを利用する場合に限ります。

● 利用者負担

○介護給付の利用者負担割合(原則1割、一定以上所得者は2割)と同じとします。

訪問型サービスの類型

【H28.10ver】

基準	現行の訪問介護相当(国)		多様なサービス		
サービス種別	①訪問介護Ⅰ	②訪問介護Ⅱ	③訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体等によるサ支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
提供主体	現行の指定介護予防訪問介護(みなし指定等)	左に同じ	みなし指定等を受けている事業所	住民主体、ボランティア団体等	市 (PT、OT、栄養士、歯科衛生士)
サービス内容	身体介護+生活援助	生活援助のみ	資格を有さないものができる生活援助 (例:買い物、調理、掃除等)	有償ボランティア等	保健師等による居宅での相談指導等
サービス提供のあり方	○訪問介護員による専門的なサービスが必要なケース ○身体介護を必要とするケース	○身体介護を特に必要としない生活援助のみのケース ○生活援助の分類は訪問介護に準じて判断する。	○専門的なサービスを必要としない比較的軽度な利用者のケースを想定 ○一月の利用上限の設定 ・要支援1及び事業対象者 …4回 ・要支援2 …8回	○既存の仕組みとし成り立っているため導入当初は補助等は行わず、順次、検討を進めていく	○事業対象者のうち、鬱・閉じこもりの傾向が認められたものの利用を想定。地域包括支援センターのアセスメントにより、通所サービスの利用が望ましいが、心身の状況等により利用拒否がみられるような場合を想定。
実施方法	事業者指定	左記に同じ	事業者指定	補助	市直営
基準	予防給付に準じる	左記に同じ	人員を緩和した基準 市の研修を修了した者	—	—
報酬単価	国単価(100%) *地域区分反映	国単価(●●●%) *地域区分反映	1回30分以上60分未満 ●●●単位 (1単位=10円)	—	—
サービス提供者	訪問介護員	左記に同じ	雇用契約者 (または有償ボランティア)	—	市

通所型サービスの類型

【H28.10ver】

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体等によるサービス支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
提供主体	現行の指定介護予防通所介護(みなし指定)	—	—	—
サービス内容	現行の介護予防通所介護と同様のサービス	—	—	—
サービス提供のあり方	<p>○既にサービスを利用しているケースや自立支援にむけたサービスの利用が必要なケース</p> <p>○生活機能の向上のためのトレーニングを行うことで心身等の改善・維持が見込まれるケース</p>	<p>○藤沢市では「地域の縁側として誰もが気軽に立ち寄り、かつ、相談できる居場所づくりの整備を進めている。 (地域の縁側事業＝市民自治推進課)</p> <p>また、高齢者の相談支援、介護予防や孤立予防、生きがいづくり、多世代交流等の機能を備えた地域福祉サービスの拠点施設を「地域支えあいセンター」として位置づけ、その活動を支援し、整備を進めている。 (高齢者支援課)</p> <p>※上記事業との関係性を整理する中で、新たに総合事業として展開できるしくみを検討する。</p>		
実施方法	事業者指定	委託/指定	補助	—
基準	予防給付に準じる	—	—	—
報酬単価	国単価(100%)	—	—	—
備考		○元気な高齢者が加わる事業を展開する場合は、一般介護予防事業となる。		

一般介護予防事業
生きがい対応型デイサービス
地域住民団体、NPO法人等
○65歳以上の介護認定非該当、もしくは未申請の方
委託
○コーディネーターする従事者1名以上
○概ね15名以上が過ごせる場(公共施設除く)
基本料金:1月×●万円

ご清聴ありがとうございます